

公益社団法人鳥取県観光連盟WEBサイト広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人鳥取県観光連盟（以下「連盟」という。）のWEBサイト（以下「連盟WEBサイト」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 連盟WEBサイト 連盟が管理するWEBサイトをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) 広告枠 広告を掲載するため、サイト上に表示された区域をいう。

(広告の範囲)

第3条 広告を募集する対象は、鳥取県の観光に関連するWEBサイトとする。

2 前項に関わらず、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと連盟が認めるもの

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は連盟が別に指定するものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、連盟が別に指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。なお、複数月の場合、最長で12か月とし、年度ごとの申込による継続掲載も可能とする。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の

第1日とする。ただし、広告主が希望する場合には、月の途中からの掲載も可能とし、別に定める広告掲載料については、日割り計算とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告掲載の募集方法）

第7条 広告は、原則として連盟WEBサイトで公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 連盟は、公募を行なうにあたって、広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込み）

第8条 連盟WEBサイトへの広告掲載希望者は、様式第1号により、連盟に広告の掲載を申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 連盟は、第3条及び第5条の規定に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 連盟は、広告掲載の可否を決定した時は、様式第2号により、広告掲載希望者に通知する。

3 連盟は、広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同じ順位ของときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

（1）国、政府関係機関及び県内市町村並びにこれらに類するもの

（2）連盟の会員

（3）本県の観光振興、県産品の販売促進に資すると判断することができるもの

（4）私企業のうち、公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの

（5）前号の規定に該当しない私企業又は自営業で、県内に事業所等を有するもの

（6）その他の私企業又は自営業等

4 第4条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告主は、広告原稿を作成し、掲載開始日の7営業日前までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 連盟は、提出された広告原稿の内容が第3条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第11条 広告の掲載料は、連盟が別に定める。

2 広告主は、広告掲載料を、連盟が指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 連盟は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第11条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 第3条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
- (4) その他、連盟WEBサイトへの広告掲載が適切でないと連盟が判断したとき。

2 連盟は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 連盟が、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主は連盟に対して損害賠償等一切の求償を求めることはできない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、文書により連盟に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、連盟が連盟WEBサイトの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第15条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、連盟にあらかじめ協議するものとし、第10条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7営業日前までに連盟に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、鳥取地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、連盟が別に定める。

附則

この要綱は令和4年6月1日から施行する。